

6 その他



1. 景観まちづくり

袖ケ浦市は、臨海部の工業地帯や市街地から内陸部の集落、農地、山林まで変化に富んだ特長的な景観を有しています。

市内では、斜面林や谷津等の豊かな里山景観、稲作風景が広がる四季折々の景色、東京湾越しに観る富士山や対岸の景色を楽しむことができます。

景観は観る人により感じ方に違いはありますが、多くの人が、「良い景観だ、子供達にも残していきたい」と感じる景観が沢山あります。そのような景観を守るため、みんなで景観まちづくりに取り組むことが大切です。

こうした中、袖ケ浦市の特徴ある景観をもう一度見つめ直し、「光と風を未来につなぐまち袖ケ浦」を基本理念とし、市民・事業者・行政が一体となって景観まちづくりを推進していくため、平成25年（2013年）12月に「袖ケ浦市景観計画」を策定しました。

景観は、目に見えて誰にでも分かりやすく、まちのイメージに結びつきやすいものです。この計画のもと、自然や歴史・文化などの景観資源を活かし、市民・事業者・行政の協働により、市民が愛着と誇りを感じる、魅力あふれる袖ケ浦市の景観まちづくりを推進していきます。

●景観まちづくりに関する主な取組の経過

年 度	主 な 取 組
平成21年度(2009年度)	『景観まちづくり基本計画』策定
平成22年度(2010年度)	表彰制度の実施(景観まちづくり賞、以後現在に至る)
平成23年度(2011年度)	景観法に基づく景観行政団体へ移行(H23(2011). 4. 1)
平成25年度(2013年度)	『景観計画』『景観条例』策定(H25(2013).12)
平成26年度(2014年度)	『景観計画』『景観条例』の運用開始(H26(2014). 4. 1) 景観審議会、景観アドバイザーの設置
平成27年度(2015年度)	景観まちづくり市民会議の開催 景観まちづくり推進団体の認定
平成28年度(2016年度)	景観計画の変更(景観形成推進地区の指定(袖ケ浦駅海側地区)) 景観重要樹木の指定(6本) スマートハイムシティ袖ケ浦景観協定認可
平成29年度(2017年度)	景観計画の点検・評価(1回目)
平成30年度(2018年度)	景観計画の変更(景観形成の基準(色彩基準)の一部変更)
令和 2年度(2020年度)	景観計画の変更(景観重要公共施設(袖ケ浦公園)指定) 景観計画の点検・評価(2回目)



■ 海浜公園通り



■ 久留里線と田園風景

2. 屋外広告物

屋外広告物とは常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、内容が営利・非営利かどうかは問いません。また、設置場所が自己の敷地内であっても該当します。

街でよく見かける広告塔や広告板、はり紙、立看板はもちろん、建物などの外側に表示される文字やシンボルマーク、商標、写真、絵画なども屋外広告物となります。

屋外広告物は、目的地を探したり、街に活気を与えてくれるなど生活に役立っていますが、誰でも自由に表示すると街や自然の美しさを損ねるばかりか、交通の安全に支障をきたしたり、強風で広告物が飛ぶなど危険なものとなる場合もあります。

このようなことを防ぐため、千葉県では屋外広告物に関して条例が定められており、広告物の表示等に規制がされています。

●主な広告物

広告塔 広告板 壁面広告 車体広告 アドバルーン 立看板 はり紙 はり札 のぼり旗等

●広告物の表示が禁止されている地域（禁止地域・一部例外あり）

- ・第1種低層住居専用地域、生産緑地地区
- ・都市公園
- ・東京湾アクアライン連絡道沿道
- ・広域農道沿道（神納から県道長浦上総線との交差点地点まで）
- ・館山自動車道沿道
- ・首都圏中央連絡自動車道沿道
- ・主要地方道君津平川線沿道（滝の口から吉野田）

●広告物の表示が禁止されている場所・物件

道路の橋梁 歩道橋 トンネル 道路の分離帯 電信柱 街路樹 信号機 道路標識
消火栓 火災報知機 郵便ポスト 電話ボックス 記念碑等

3. 市街化区域内市道等整備事業

道路は、良好な住環境を確保し、災害に対する安全性を高める上で重要な役割を担っています。

しかし、その役割を十分に活かせないような狭い道路が市内には多数存在しており、安全な通行、日照を妨げるといった生活環境に影響を及ぼす問題や、消火・救急活動に支障をきたすような問題などを抱えています。

そのような問題を解消していくため、市では、「市街化区域内みちづくり計画要綱」を策定し、これにより市街化区域内の狭い道路の拡幅整備事業を推進しています。

●整備例（モデル路線）…奈良輪地区

整備前



整備後



4. 公営住宅

住宅に困窮している低額所得者や母子・父子家庭の世帯に対し、住宅を比較的低い家賃で賃貸することにより、生活の安定を図るとともに、住宅難の解消を図り、社会福祉に寄与しています。

●市営住宅一覧

団 地 名	位 置	建設年度	戸 数	備 考
神 納 谷	神納2982	昭和42年(1967年)	8戸	簡易耐火平屋 2K
上 蔵 波	長浦駅前8-12-1	昭和44年(1969年)	20戸	簡易耐火平屋 2K
		昭和45年(1970年)	10戸	簡易耐火平屋 2K
飯 富	飯富2754	昭和45年(1970年)	40戸	簡易耐火2階 2K
		昭和46年(1971年)	10戸	簡易耐火2階 2K
合 計			88戸	

●県営住宅一覧

団地名	位置	建設年度	戸数	備考
蔵波	蔵波台1-18 蔵波2763-4	昭和49年(1974年)	410戸	中層耐火5階 3DK
		昭和55年(1980年)	70戸	中層耐火5階 3DK
長浦	長浦駅前6-2	昭和51年(1976年)	120戸	中層耐火5階 3DK
合 計			600戸	

5. 空家等の対策

少子高齢化、核家族化などの社会情勢の変化に伴い、近年、全国的に空家等が増加しています。とりわけ、適正な管理が行われていない空家等は防災、防犯、衛生等の観点から周辺の生活環境に影響を及ぼしています。袖ヶ浦市では、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に推進するため、平成29年(2017年)3月に袖ヶ浦市空家等対策計画を策定し、空家等がもたらす多岐にわたる諸問題の解決に向けた対策を推進しています。

●予防策

- ・市民や所有者等の意識の向上(多様な啓発活動)
- ・自治会との連携

●流通・活用策

- ・相談体制の構築(関係団体等と連携)
- ・需要と供給のマッチング(空家バンク制度の活用促進)
- ・地域や公共的な施設への利活用の研究

●適切に管理されていない空家等への対応策

- ・実施体制の整備(市の受付窓口の一元化と実施体制の整備、空き家管理代行サービスの活用促進)
- ・空家等管理台帳の整備
- ・空家等の除却等に関する支援施策の研究

●特定空家等に対する措置

改善依頼、助言を行い、所有者による自主的な対応を粘り強く求めます。それでも、改善がみられない場合は特定空家等に該当するか判断し、認定した場合は法に基づく措置を講じます。

◇空家バンク制度の仕組み



図画計都市都市浦々祖

令和二年十一月調製

三和航測株式会社調製



袖ヶ浦の都市計画

発行 令和3年3月
編集 袖ヶ浦市都市建設部都市整備課
〒299-0292 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1-1
0438-62-2111（代表）
<https://www.city.sodegaura.lg.jp>



袖ヶ浦市マスコットキャラクター
「ガウラファミリー」